

牛久市教育委員会 7 月定例会会議録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 2 5 日（木）午後 1 時 3 0 分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4 階 第 3 会議室
3. 出席委員 川村 始子・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外
の出席者 教育部長 小川 茂生
次長兼教育総務課長 吉田 充生
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝
教育施設課 課長 北島 道夫
教育支援課 課長 柴山 信一
生涯学習課 課長 糸賀 珠絵
中央図書館 館長 山越 義弘
教育総務課 課長補佐 宮嶋 亮輔
教育総務課 主査 小河原 晋
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 石井 美知夫
7. 議事事項 議案第 3 5 号 令和 7 年度使用教科用図書の採択について
諮問第 1 号 牛久市社会教育委員会議への諮問について
8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。
	会議録署名人 石井 美知夫委員を指名する。
教育長	初めに、議案第 3 5 号「令和 7 年度使用教科用図書の採択について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。 本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

	(賛成者挙手)
教育長	全員一致で非公開に決定しました。 *****
教育長	以上で、委員会の非公開を解除いたします。
教育長	次に、諮問第１号「牛久市社会教育委員会議への諮問について」事務局より説明をお願いいたします。
生涯学習課長	私のほうからは、諮問第１号「牛久市社会教育委員会議への諮問について」お諮りをさせていただきます。 こちらは、牛久市社会教育委員会議のほうに、既にお配りしてあります牛久市地域クラブ活動ガイドラインを諮問するものでございます。 それでは、概要についてご説明をさせていただきます。 ご存じのとおり、学校部活動の休日活動につきましては、教員の働き方改革に伴い、学校から地域へ移行することが国の方針として進んでおります。令和２年９月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」、続きまして令和４年１２月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が国から示され、部活動について段階的に地域に移行することが明示されました。 それを受けまして、牛久市でも、生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しむ能力・態度が育まれる機会として、また、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、心身の健全な育成に役立つことができる活動として、地域への移行を進めてまいります。 今回の諮問につきましては、今後の地域活動によるスポーツ・文化活動が国や県の方針に沿って、かつ持続可能な活動となるガイドラインとなるよう、広く市民の方からのご意見を伺うべく、学校関係者、スポーツ活動関係者、文化活動関係者など幅広い知見をお持ちの皆さんで構成されております社会教育委員会議へ諮問してよろしいか、お伺いするものでございます。 説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
教育長	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。

石井委員	質問というわけではないんですが、内容で文言の訂正や修正が必要なところがあったので、直したものを後で提出しますのでお願いいたします。 内容については、基本的にまとめられていて分かりやすいものになっていると思いますので、お願いいたします。
吉原委員	ちょっと教えていただきたいんですけども、今度、教育課程外の活動として活動が始まりますよね。ですから、先生がもしやる場合は兼職兼業で行うというふうになっていますよね。今までは特殊業務手当で対応していたのが部活動。これが、日曜日、休日の部活動は地域クラブ活動になるので、それは出ませんよね。それに対して費用弁償するという形、そして、あるいは競技や内容によっては報酬を出すというふうに書いてあるんですよね。そうすると、これは完全に兼業ですよね。（「そうです」の声あり）そうすると、兼業になるとそこで得た収入というのは税務申告しなくてはならないんですね。それに対して誰が手続きするんですか。
生涯学習課長	一般的には個人事業主の収入と同じ形になるかと思いますので、吉原委員のおっしゃるように個人個人で確定申告していただく形になるかと思います。
吉原委員	確定申告を個人でやる、それは当然だと思うんだよね。どこから幾ら出したかというその証明は誰が出すのですか。
生涯学習課長	それにつきましても、クラブ活動、いろいろな種目があると思うんですけども、例えばそれが母体となる団体があって、そこに所属する形的时候にはそこになるのかなと思うんですけども、支出している元のところが支払調書なりそういったものを例えば12月の末日までに本人に送り、それを基にして本人が申告していただく形になるかと思います。
吉原委員	そういうのがこの各地域クラブでできるのかどうかというね。結構税金に対しては、額はそれほどではないけれども、一応脱税になっちゃうんだよね。（「そうなんです」の声あり）だから、そのところをきちっと組織として作っておかないと、大変なことになるのかなと思うんです。
生涯学習課長	今回のこのガイドラインにつきましては、本当に教育委員会として大きな幹の部分になるところでありまして、例えば計画だったら基本計画のようなものだとは自分では思っております。それに対して実施計画に当たる、先生がおっし

吉原委員	やったような具体的なやり方というのは、これを基にしてまたどんどん定めていき、また下していく形になるかなと思いますので、まずこの方向性だけ大きく決めさせていただいて、なのでガイドラインという言葉を使わせていただいたんですが……
生涯学習課長	ただ、そういうのをやっぱり教育委員会として明確な考えを持って出していないと、実際、団体として活動しましたがけれども、そういう事務的な手続は誰もできません、でも報酬は出しました、そうすると非常に曖昧なものになるので、やっぱりそういうのをきちっとバックボーンとして教育委員会が示して対応していただけるとありがたいなと。よろしくお願いします。
次長兼スポーツ推進課長	おっしゃるとおりだと思いますので、そういうやってくださる方へのアフターフォローというんですか、そういったものもやはり盛り込んでいくべきだと思いますので、体制も含めまして、ご意見ありがとうございました。
次長兼スポーツ推進課長	今の吉原委員のお話の中で、素案の中の5ページなんですけれども、5ページの中で県の地域クラブ活動ガイドラインのP9を参照にという言葉があるんですけれども、実はそのP9に書いてあることというもののの中に、指導者のマネジメント、地域クラブの設立、運営団体の設立、要は地域の今やっているクラブとかそういったところが請け負うよということになったときには、その中に指導者のマネジメントということで、指導者の確保、保険の手続、シフトの作成、従事時間の管理、報酬の支払い、そこまでやっていただくということが明記されていますので、逆に言うと、それができないのであればうちらとしても引き受けてもらうわけにはいかないということになってきますので、もしそういうふうに、じゃあうちやってもいいよという団体さんが出てくる場合であれば、こういったことは大丈夫ですかというのは当然ヒアリングなりかけさせていただいて、それ以外にも指導者の確保だとかそういったところもありますので、こういったところがきちんとできるという前提の下に手を挙げていただくという形になってくると思います。
吉原委員	そうすると、それがもしできない場合は子供たちは活動はできないという形になるんですか。
次長兼スポーツ推進課長	そうですね。そうやってきてしまいますので、そういったところを県の講習会とかそういったところを通じて事務の中に入れていただくなり、我々もそういったことを、地域のそういった団体さん、今から手を挙げようとしている団

吉原委員	体さんに向けた研修をやってほしいというのは我々からも県のほうには当然お話をすべきだと思っています。
次長兼スポーツ推進課長	そういう団体がきちっとバックボーンとしてできていて活動するのと、誰も指導者がいないので教員が兼職兼業で指導しますよとなったときに、それはやっぱり担当の教員がやっていくという。
吉原委員	基本的にはそうなるんですけれども、それをじゃあ先生1人でやってくださいというわけにはいかないと思いますので、その場合には教育委員会が何らか手は出さないといけないところかなとは思います。 ただ、そこがすごくこの制度の大事な部分だと思うんです。地域でやってください。先生たち、もし希望するならやってください。でも、そこから先のきつとしたバックアップというのが何かまだ不十分なようですね。 これ、もし仮に失敗したら国はどうするんでしょうね。ゆとりの教育が10年で終わったと同じように、10年たったらまた中学校へ戻しますよみたいになったときに、もう学校は再形成できないですよ。だからその辺、スタートする令和8年度までに、やっぱりそういう細かいところ、事務的なものまできちっとやっておいてスタートしたほうが失敗は少ないし、子供のためになると思うんですね。これ、もしお手上げですとなったら、本当に子供たちはショックが大きいと思うんですね。サッカーでオリンピックに行く、そんな問題じゃなくなっちゃいますよ。やっぱり中学校の部活動とかそういうのが前提にあって、そういう力を子供たちは身につけてきているわけですから、だからそういうのを曖昧にしないで、やっぱりきちっとつくった上でスタートして。後からつくっていったって、あそこが駄目でした、ここが駄目でしたじゃなくて、やっぱり教育委員会主体で細かいところの事務手続のノウハウを示しておく必要がありますね。以上です。
石井委員	私も県の教育委員会のホームページから県のガイドラインを取ってきまして、今、11ページの地域クラブ活動の運営というところを見たのですけれども、これについてかなり細かく、総則から目的、事業とか、内容も含めてこういうものをつくってくださいと書いてあって、これに従ってしっかりと運営ができればいいなと思うんです。結局人材の問題になると思うんですけれども、こういった県内に、このガイドラインは大分、市と県のが内容が違うんですけれども、かなり細かく書いてあるので、これに沿ったもので運営していけばある程度不安は解消されるのかなというふうに考えております。

八木橋委員	指導者の確保が難しいところはあると思われるんですけども、今現在、牛久市で兼職兼業を希望している先生はどれぐらいいらっしゃるんですか。
次長兼スポーツ推進課長	ずばり兼職兼業を希望しますかというアンケートではないんですけども、昨年の秋から冬にかけて、今中学校で部活動に携わっている先生に、土日祝日、地域に移行した場合に、携わりたいと思いますか、もしくはどちらかといえば携わりたいと思いますか、どちらかといえば携わりたくないと思いますか、携わりたくないと思いますかで聞いたところ、携わりたくないという人が5割を超えています。携わりたい、どちらかといえば携わりたいという人に関しては合わせても30%程度です。学校の先生にとってはやっぱり負担になっているところなのかなというのは、そこで見てとれると。ただ、やっぱりやりたいという先生もいらっしゃるの事実であって。 となってくると恐らく心配になるのは、今までは、学校で部活があって、子供たちがいれば必ず顧問がいてという世界があったんですけども、今後、今のところ平日をやめるということにはまだなっていません。あくまでも祝日、休日のお話になります。休日の部分で平日やってきた種目ができなくなるという、8年のスタートのときにスタートが切れない種目も当然出てくると思います。そこは無理くり誰でもいいというわけではないと思っていますので、必ずしも全部の種目が完全に移行できるかというところではないと思っていますし、今の国の方針も、前は改革集中期間、要は令和5年度から7年度までに集中して移行を進めてくださいね、そして8年には完全に移行してくださいねだったんですね。それが今は改革推進期間、ワンランクトーンダウンして、できるところから始めてくださいです。当然、都心に行けばいろいろな指導者がいらっしゃいますので、全ての種目を賄うことはできると思うんです。ただ、牛久もそうですけれども、地方に行けば行くほどそういった指導者の確保というのができなくなってくる。なので、様々な研修などを地域の方にもお知らせしながらそういった人材を集めていくというのもこれからの教育委員会の仕事にはなってくるとしています。 なので、種目によってはいっぱいいると思います、やってくれる人。今、県の人材バンクにも登録してくれている方も何人か牛久の方もいらっしゃいます。近隣の市町村で牛久に行ってもいいよという、勤務地どの辺までオーケーというので牛久が入っている方も何人かはいらっしゃいますが、全ての種目を賄えるかというと、まだこういった人材バンクの登録、あれを見ても、そこまではまだ行っていない。あとは我々のほうで市内のそういった方々をどれだけ拾えるかといいますか、探し出せるかになってくるのかなとは思っています。

八木橋委員	もう一ついいですか。ちなみに、野球がモデル事業として今、牛久市でやられていると思うんですけども、どのような状況なのか教えていただけますか。
次長兼スポーツ推進課長	野球は、今、監督、コーチ、代表とかいろいろいるんですけども、地域の方も入っています。市の職員も入っています。学校の先生も入っています。それこそ理想といえ理想だとは思いますが、ただ、現状、地域のクラブになって中体連の大会に出ようとすると、いろいろ資格が必要になってくるんですね。その資格の取得はじゃあ誰がするんだとか。今、市の職員しか持っていないんですね、野球のチームに関しては。なので、必ず市の職員が大会になれば帯同しなければ、チームとして参加ができないという状況になってしまっているというのは一つの課題ではあります。 ただ、そういった形で地域の方とか、学校の先生の中でもさっき言ったようにやりたい、やってもいいなと思っている人たちをうまくミックスするような形で、1つのチームにするのか、それぞれの学校でチームにするのか、それはまた別の話にはなってくると思うんですけども、わざわざ人数がいるところを倍の人数にする必要はないです。というのはありますけれども、今の野球に関してはいろいろな方が携わってくれています。
八木橋委員	生徒さんの人数はどのぐらい今いらっしゃるんですか。
次長兼スポーツ推進課長	今は、ドリームアローズとして一緒にしてやる前の少年団として活動していた団体は、3年生が十四、五人のチームです。ただ、今2年生がいないという状況、ドリームアローズとしては。 ただ、学校のほうの部活動に目を向けると、1・2年生が一応5校合わせて20人ぐらいはいるという状況。その5校で、各校で野球部でやっている子とこれからドリームアローズだったところに入ってこようとしている子たちをもう全てを一緒にして、中体連の大会をはじめとする大会にも出ていきましょう。取りあえず、平日の部活はまだそのまま動いていますから、平日は学校でそれぞれで練習しましょう。土曜日だけはみんなで集まって練習をしましょうという形をこの総体後から始めて、まずは新人戦を目標にやっっていこうというような今状況にはなっています。 諮問第1号について出席者全員の賛成を得る。

教育長	それでは、以上で、本日の議事は終了いたしました。 これにて7月定例会を終了いたします。 次回の定例会は、令和6年8月22日木曜日、リフレビル4階第3会議室、午後1時30分での開催となります。よろしくお願いいたします。
-----	---